

様式第2号（第9条関係）

文書番号
年 月 日

様

愛 知 県 知 事

愛知県犯罪被害者等転居費用助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった愛知県犯罪被害者等転居費用助成金については、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）第4条の規定により、下記のとおり決定します。

記

1 交付額

金 , 円

2 その他

- （1）助成金の交付後に、「愛知県犯罪被害者等転居費用助成金交付要綱」に定める「助成金の給付を受ける資格がないと判明したとき」、「偽りその他不正の手段により見舞金の給付の決定を受けたと認めるとき」等に該当した場合は、助成金の返還を求めることがあります。
- （2）知事が助成金の返還を求めたときは、知事が定める日までに助成金を返還しなければなりません。